

関西の企業における意匠・特許の現状 ～意匠法等の改正を踏まえて～

今回のモビオカフェは、日本弁理士会関西会と大阪工業大学のコラボです。
第1部では、実際の事例を交えた新事業展開時の特許等の戦略について、第2部では、直近の意匠法等の改正を踏まえた関西の企業のデザインマネジメントについてご講演いただきます。



インテリクス国際特許事務所
弁理士 村上 太郎

平成7年弁理士登録。以来、企業の代理人として特許及び商標に関する権利化業務・係争業務を経験。中小企業のクライアントも多数。

11月7日(木)

14:30～16:40 (セミナー)

16:50～17:50 (交流会)

会場：MOBIO南館3階研修室BC

ものづくりビジネスセンター大阪
(東大阪市荒本北1-4-1)
近鉄 けいはんな 線「荒本駅」下車5分



大阪工業大学 知的財産研究科
教授 山田 繁和

平成2年特許庁入庁。以来、意匠制度企画室長、意匠審判長等を歴任。平成29年4月より大阪工業大学大学院 知的財産研究科教授に着任。

【第1部】

事例から学ぶ新規事業と特許

～無駄な知財コストを省いて効率的に事業を守るために～

自社開発の新技术が他社に模倣されてしまうことを防止するためには特許・意匠・商標等の知財を取得することが必要です。

特許等の出願は、公開前に、誰よりも早く行う必要がありますが、その一方で、新技术に関する新規事業が軌道に乗り、利益を生み出すまでには相当の努力と期間が必要です。

事業戦略と特許戦略とを漫然と個別に行っていたのでは、知財コストも大きくなりがちです。

本セミナーでは、数社の事例を紹介しつつ、新規事業展開時に特許や商標をどのように考えるべきかについて、中小企業の代理人としての経験に基づいてお話させていただきます。

【第2部】

関西企業のデザインの保護と活用

～関西企業のデザインマネジメント～

企業活動や企業努力によって、商品やサービス、企業そのものが纏う消費者や需要者の持つ印象、認識のことを「ブランド」といい、「ブランド」が定着すると「らしさ」を身につけて「強いブランド」となっていきます。

関西企業のデザインを活かした製品やサービスの事例を紹介し、意匠権の活用やデザインマネジメントとブランド構築を今般の意匠法改正も踏まえて説明します。

参加費：無料

(交流会は1,000円/1名)

定員：50名(先着順)

申込方法：インターネット 又は FAX

(インターネットは問合せ先のホームページにアクセスしてください。FAXは下記申込書をご利用ください)



参加申込書：FAX 06-6748-1062

※お一人ずつお申し込みください。切り取らずこのままFAXして下さい。

参加者氏名		企業名	
電話番号		部署・役職	
e-Mail		FAX番号	
住所			
交流会	<input type="checkbox"/> 参加する <input type="checkbox"/> 参加しない		

※ 交流会は16:50より交流スペースにて立食・軽食スタイルで開催します。(会費おひとり様1,000円)

※ 本セミナー参加申込にかかる個人情報は、主催者間で共有するとともに、当日の受付・連絡、本セミナーの目的及び今後の調査並びに各種セミナー情報の提供のために使用し、他の目的には使用しません。

お問合せ：ものづくりビジネスセンター大阪 (MOBIO) (眞鍋・野村) Tel 06-6748-1052